（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

2　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十六号から第百九十四号まで」を「第五十七号から第百九十五号まで」に改め、第百九十四号を第百九十五号とし、第五十六号から第百九十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五十五号の次に次の一号を加える。

五十六　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十三条（同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による交付金

（内閣府本府組織令の一部改正）

3　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十九号を第五十号とし、第四十二号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十一号中「第十四条第十二号」を「第十四条第十三号」に改め、同号を同条第四十二号とし、同条中第四十号を第四十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十四条中第二十一号を第二十二号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎

府令・省令

○内閣府・総務省令第三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第七条　法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　児童福祉法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定に関する事務 三～十一　［略］	**第七条**　法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　［同上］ ［号を加える。］ 二～十　［同上］ ［条を加える。］
第二十四条の五　法別表第一の三十三の三の項の主務省令で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務とする。	
第二十五条　法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　知的障害者福祉法第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務 ［二・三　略］	**第二十五条**　法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務 ［二・三　同上］
第四十三条　法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　地方公務員災害補償法第四十七条第一項の事業の実施に関する事務 五　［略］	**第四十三条**　法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 四　［略］ ［条を加える。］
第七十三条　法別表第一の百の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の特定公的給付の支給を実施するた	